

## 令和7年第6回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年6月4日（水）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 宏保、 中村 茂、 奥田 正人、 勝野 仁司、 山本 富義、 柴田 智弘、 近藤 辰夫、 伊藤 卓、 竹谷 益孝、 玉田 好二、 奥村 保彦、 田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、 津田 誠、 山本 寛、 國枝 悟、 鈴木 泰示、 鈴木 好則、 奥村 松市、 酒向 崇好、 三宅 静喜
欠席委員	奥村 武司
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度任用職員 前田 晃
議案	第28号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第29号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第30号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和7年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、9番、奥村武司委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和7年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、10番伊藤卓委員、11番竹谷益孝委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転4件です。

受付番号1番は、土田の方と川合の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。  
詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、東帷子の方と東帷子の方との間における売買による所有権移転です。  
東帷子地内において、譲受人は、自宅の隣接地である申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、多治見市の方と下切の方との間における売買による所有権移転です。

下切地内において、譲受人は、自己所有地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、二野の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。

二野地内において、譲受人は、自己所有地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田お願いします。

奥田委員 農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、土田大脇、大型花き販売店の西、国道41号線と可児川の間であり、国道より低い場所にある農地です。接する側道も低い位置で細いため、耕作、管理するのが困難な状況にある農地です。譲渡人は、十分な管理ができないため、近隣の土地を所有している譲受人が、売買により取得されます。現状では耕作、管理するのが困難な状況にある農地ですから、取得後の農地管理については、見守っていきたいと思います。

議長 受付番号2番、東帷子お願いします。

勝野委員 農業委員5番の勝野から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、東帷子古瀬地内にある農地で、申請地の南側隣接地に居住する譲受人が取得し、畑として耕作、管理されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、下切お願いします。

鈴木(泰)委員 推進委員5番の鈴木から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、下切地内の農地で、譲受人は、申請地の西側隣接地を耕作する所有者で、取得後は、一体で野菜等栽培して耕作、管理されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号4番、二野お願いします。

鈴木(好)委員 推進委員6番の鈴木から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、二野地内の農地で、申請地の西側農地を耕作する譲受人が取得し、一体で耕作、管理されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

議 長 受付番号 1 番の案件について、農地の場所等の状況からすると、耕作管理が充分にできる状況ではないようだが、取得後の農地の管理について、確認等をどのように行うのか。

事 務 局 3 条での取得となりますので、農地としての管理等が必要で、利用状況について事務局での現地確認を行います。

議 長 地元委員さん、よろしいでしょうか。

奥 田 委 員 地元の農業委員としても、農地パトロール等、利用状況の確認を行います。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 28 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 28 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 3、議案第 29 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務 局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務 局 日程第 3、議案第 29 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、5 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で共同住宅 1 棟を建築するとのことでした。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでした。

受付番号 2 番は、帷子新町の方が農地転用の許可を求めるもので、東帷子地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の駐車場敷地にするとのことでした。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことでした。

本案件は、申請地を昭和 44 年頃より、駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 3 番は、名古屋市緑区の方外 1 名が農地転用の許可を求めるもので、久々利地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅、物置敷地にするとのことでした。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことでした。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、申請地を昭和 42 年頃より、物置敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 4 番は、久々利の方が農地転用の許可を求めるもので、久々利地内で農業用倉庫及びカーポート敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接農地は 5 条同時申請地となります。

本案件は、申請地を平成 8 年頃から倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 5 番は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、中恵土地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことです。

本案件は、申請地を平成 8 年頃から住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員 3 番の中村から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、下恵土 JR 可児駅の西、土地改良区域内の農地を転用して、1 棟、8 戸の集合住宅を建築するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、隣接農地は自己所有地となり、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、東側の土地改良区の排水路へ排水され、接する水路敷地には、張りコンクリートが施工されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番、東帷子お願いします。

勝野委員 農業委員 5 番の勝野から現地確認の報告をします。

受付番号 2 番は、東帷子、名鉄広見線西可児駅の東にある農地で、隣接の自宅居住敷地と一体利用して一般個人住宅の駐車場敷地として昭和 44 年頃から利用されているため始末書が提出されている案件です。申請地は砂利敷きで、雨水は自然浸透となっており、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号 3 番、4 番、久々利お願いします。

竹谷委員 農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号 3 番は、久々利地内、泳宮の南にある農地です。隣接する住宅敷地と一体利用していて、昭和 42 年頃から物置敷地として利用されているため、始末書が提出されている案件です。隣接地に農地はありませんが説明済みで、既存の石積みにより被害防除はさ

れています。雨水は、東側市道の道路側溝への排水となっており、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番は、こちらも久々利地内、泳宮の南、受付番号3番案件の南側に隣接する農地です。この案件は、この後、5条受付番号13番で審議いただく案件と同一地で、分筆されており、こちらは、4条案件として申請されました。既に平成8年頃倉庫が建築されており、令和元年にはカーポートが設置されているため、始末書が提出されている案件となります。雨水は、東側及び南側市道の道路側溝への排水となっており、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 三  
長 宅

受付番号5番、中恵土お願いします。

推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。

受付番号5番は、中恵土、可児工業高等学校第2グラウンドの南にある農地です。この案件は、この後、5条受付番号15番で審議いただく案件と同一地で、分筆されており、こちらは、4条案件として申請されました。隣接する住宅敷地と一体利用していて、平成8年頃から住宅を建築して宅地の一部として利用されているため始末書が提出されている案件です。隣接地に農地がありますが自己所有地で、既存の石積みにより被害防除はされています。雨水は、東側市道の道路側溝への排水となっており、農業施設への影響はありません。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員  
議 長

【意見・質問なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第29号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員  
議 長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第29号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長

続きまして、日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付10番の案件は、書類不備のため審議先送り、受付番号11番の案件は、申請取り下げとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今月の内訳は、売買による所有権移転9件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権の設定3件、賃借権の設定1件の合計15件です。

受付番号1番は、今渡の方と愛知県清須市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建

築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、川合の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、建設業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方と大森の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、下恵土の方と大森の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、岐南町の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で隣接地を一体利用して、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、まちづくり条例に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号7番は、土田の方と土田の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるも

のです。

転用事業者は、土田地内で、土木建築業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号8番は、土田の方外2名と広島県広島市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、太陽光発電施設を設置するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリート擁壁により防ぐとのことです。

本案件は、太陽光発電事業に関する条例に基づく協議が必要であるため、農地転用許可日は事業協定書の締結後になります。

受付番号9番は、神戸市北区の方と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、温泉施設の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

本案件は、令和7年4月28日に農振除外されています。

受付番号10番の案件は、書類不備のため審議先送りです。

受付番号11番の案件は、申請取り下げとなっております。

受付番号12番は、大森の方と石森の方外1名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、令和7年4月28日に農振除外されています。

受付番号13番は、久々利の方と美濃加茂市の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 14 番は、広見の方と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して土木工事業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

この案件は、令和 7 年 4 月 28 日に農振除外されています。

受付番号 15 番は、中恵土の方と多治見市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 16 番は、中恵土の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、庭の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、申請地を平成 29 年 6 月頃から、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 17 番は、中恵土の方と中恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、進入路の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、申請地を平成 29 年 6 月頃から、住宅地への進入路として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責

議	長	<p>任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。</p>
江	口	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号1番、今渡お願いします。</p>
江	口	<p>委員 推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番は、今渡の福祉センター、旧248号線西の土地改良区の施工エリア内にある農地で、妻の父の所有地に使用貸借権を設置して一般個人住宅を建築するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は、東側道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>受付番号2番、川合お願いします。</p>
大	澤	<p>委員 農業委員2番の大澤が受付番号2番の案件について報告します。</p>
大	澤	<p>委員 受付番号2番は、川合地内、国道21号線パチンコ店から一方通行の道路を川合地内へ降りた、北側が愛知用水の管理道路に隣接する、耕作放棄状態の農地です。譲受人が売買により取得し、自身が経営する事業の事業用資材を保管する資材置場として利用するための転用申請です。建物の建築は無いため、上下水道の利用はありません。東、西側の両サイドが農地であるため、コンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は、東側に新設のU字溝を設置し、流末に浸透柵を設置して処理されます。浸透柵の処理能力に多少の不安は在りますが、両サイドの農地に影響がないようですので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>受付番号3番から6番、下恵土お願いします。</p>
中	村	<p>委員 農業委員3番の中村が受付番号3番から6番の案件について報告します。</p>
中	村	<p>委員 受付番号3番は、下恵土古市場地内で、土地改良区の施工エリア内にある農地です。開発事業者が購入して4棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、周囲には農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は東と北に新設の側溝を敷設して排水されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>
中	村	<p>委員 受付番号4番は、こちらも下恵土古市場地内で、土地改良区の施工エリア内にある農地です。不動産事業者が購入して2区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、周囲には農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は南側道路側溝へ排水されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>
中	村	<p>委員 受付番号5番は、受付番号4番と同じ譲渡人、譲受人で、同じ下恵土古市場地内で、土地改良区の施工エリア内にある農地です。不動産事業者が購入して3区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、周囲には農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は東側道路側溝へ排水されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>
中	村	<p>委員 受付番号6番は、こちらは下恵土沓井地内で、土地改良区の施工エリア内にある農地です。不動産事業者が購入して隣接地の山林を一体利用して、3区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、周囲には農地はありませんが、被害防除として</p>

コンクリートブロックを設置されます。雨水は、開発エリア内に新設の道路側溝を敷設し、北側既設側溝へ接続しての排水となります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長  
奥田委員

受付番号7番から9番、土田お願いします。

農業委員4番の奥田が受付番号7番から9番の案件について報告します。

受付番号7番は、土田下切地内で国道41号線の西にある農地を転用して、建築解体業者が露天の資材置場として整備し、利用するための転用申請です。周囲には農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は露天の資材置場のため自然浸透で、上下水道とも利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

受付番号8番は、土田油圧工場北の住宅地の中にある農地を転用して、太陽光発電施設を設置するための転用申請です。南側に一部農地が隣接地としてありますが、申請地側が低く、周囲には既設のコンクリートブロックが設置されており被害防除されています。

雨水排水は、申請地の北側に愛知用水名義で、可児土地改良区管理の排水路があり、改良区が条件を付して同意されています。市の太陽光発電事業に関する条例に基づく協議で、年3回、草刈管理するとされており、実際に草刈り管理されるか、様子を見届ける必要があります。転用に関しては、問題ないと思います。

受付番号9番は、土田大脇地内、温泉施設近くにある農地で、令和7年4月28日付で農振除外され、温泉施設の事業者が購入し、利用者駐車場として整備され利用するための転用申請です。東側に農地がありますが、コンクリートブロックを設置して、被害防除されます。南、西、北は市道となります。雨水排水は、周囲に敷地内水路を設け、排水路へ接続し、排水される計画です。駐車場として利用されるため、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議長  
奥村(松)委員

受付番号12番、大森お願いします。

推進委員7番の奥村が受付番号12番の案件について報告します。

受付番号12番は、大森杉本の土地改良施工エリア内の農地で、令和7年4月28日に農振除外されています。父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接農地は父の所有地で、周囲には被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は南側の水路への排水となります。上下水道とも整備されており、農業用施設への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。

議長  
竹谷委員

受付番号13番、久々利お願いします。

農業委員11番の竹谷が受付番号13番の案件について報告します。

受付番号13番は、久々利地内、泳宮の南の農地で、4条受付番号4番で審議いただきました案件の分筆した残地で、贈与による所有権移転で、子が一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲は、父の所有地で、4条申請が提出されており、先程審議をして許可相当とした案件の土地となります。雨水は、南側市道の道路側溝への排水となっており、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号14番、広見お願いします。

奥村(保)委員	<p>農業委員 13 番の奥村が受付番号 14 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 14 番は、広見のスポーツ施設の南にある農地で、令和 7 年 4 月 28 日付で農振除外されています。東側を土木工事業の資材置場として利用している譲受人が、一体利用して土木用重機置場として整備、利用するための転用申請です。東、西両側は既設のコンクリートブロックが設置されており、北側水路側には、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は東側既存の資材置場へ傾斜をつけて流し、既存の排水溝を利用して排水路へ排水されます。重機置場として利用されますので、上下水道の利用はありません。農業用施設への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議長 三宅委員	<p>受付番号 15 番から 17 番、中恵土お願いします。</p> <p>推進委員 9 番の三宅が受付番号 15 番から 17 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 15 番は、中恵土、可児工業高等学校第 2 グラウンドの南にある農地です。この案件は、先程、4 条受付番号 5 番で審議いただいた案件と同一地で、分筆されており、こちらは、5 条案件として申請されました。父の所有地に使用貸借権を設定して、子が一般個人住宅を建築するための転用申請です。東と南側は父と祖母の所有地で現状のまま利用され、西と北側は市道で、北側には、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、西側市道の道路側溝への排水となっており、農業施設への影響はありません。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 16 番と受付番号 17 番は、中恵土国道 21 号線南側、回転すし近くの農地で、同一地であり譲受人が同じですから、まとめて報告いたします。受付番号 16 番、17 番とも既に平成 29 年頃より宅地の一部庭と進入路として利用されておりますので、始末書が提出されている案件となります。16 番は、住宅北側で、水路が暗渠化されており歩道として利用でき、一部を北側からの進入路、残地を庭として利用する計画で、転用されても、問題ないと思います。17 番は、南側からの進入路部分となり、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
議事 事務局	<p>受付番号 8 番の案件について、草刈りが年 3 回と報告がありましたが、大丈夫ですか。太陽光発電事業に関する条例に基づく協議で、年 3 回、草刈管理するとされており、規定が無く、適正に管理しなさいとしているため、妥当ではないかと思えます。</p>
奥田委員	<p>現地確認時に、防草シートなどの指導をお願いできないかと話したが、太陽光発電事業に関する条例に基づく協議では、年 3 回の草刈りで管理するとされており、問題ないとして協議を進めると聞いている。</p>
議長	<p>太陽光発電施設の設置後、事業者が変更となる場合や、発電パネルの耐用年数経過後の廃棄に関しては、だれが、どのように片付けるのか。</p>
奥田委員	<p>発電パネルの耐用年数、たしか 20 年だったと思う、事業者が変更となる場合に届出はいるのか。</p>
事務局	<p>太陽光発電事業に関する条例に関する担当が、建築指導課であり詳細にお答えできませんが、事業者が変更となる場合は、届出が必要だと思う。担当課には確認しておく。</p>

伊藤委員 発電パネルの廃棄に関して、大型発電施設では、経済通産省、資源エネルギー庁が管轄で、撤去費用の積立が必要だったと思う。事業主も撤去費用を保留しておく事が必要だったと思う。毎年、報告書の提出が必要で、提出がないと売電料金の振り込みが無くなる。

奥田委員 個人住宅の屋根に設置してある、発電パネルの破棄はどのようにするのか。

伊藤委員 個人住宅の屋根等に設置してある発電パネルについては、個人負担で破棄、処理することになります。

議長 太陽光発電事業に関する事で、詳しい情報が入れば、今後は事務局から情報提供、報告をお願いします。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議案第30号は、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第30号は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。

お手元の別葉、議案第31号をご覧ください。

受付番号1番について、羽崎の方が更新で、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

貸借期間は、令和7年6月30日から令和17年6月29日までの10年間です。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第31号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第31号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の5月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数6件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の5月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の5月届出分です。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

4. 5月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

2件の届出がありました。

田 3筆 4,456.00 m<sup>2</sup> 畑 0筆 0 m<sup>2</sup> 合計 3筆 4,456.00 m<sup>2</sup>

5. 土地現況確認申請(非農地)の取り扱いについて

資料により説明

理解を得る

6. 令和6年度最適化活動の点検評価について

資料により説明

理解を得る

7. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は6月27日の金曜日を予定しています。

また、令和7年第7回農業委員会総会は、令和7年7月3日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

8. その他

・視察研修について、会長、副会長から説明

視察先 高山方面 専業農家(中野さん):ほうれん草、夏秋なすなど

昼食 JA 飛驒が運営している場所

清見の自然発酵の事業所

日 程 7月17日 木曜日

事務局でバスの手配をお願いします。

・コメの価格について意見交換

販売価格が高額となっているが、現状について意見交換

通常の売買価格について

備蓄米の販売価格について

スマート農業について などの意見交換

これをもちまして、令和7年第6回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様ございました。